

		感染防止安全計画策定(注1)	その他(安全計画を策定しないイベント)
下記以外の区域	人数上限(注3)	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
	収容率(注3)	100%(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%
重点措置	時短	原則要請なし(注4)	原則要請なし(注4)
地域	人数上限(注3)	20,000人 (ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、収容定員まで追加可)	5,000人
	収容率(注3)	100%(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%
緊急事態措置区域	時短	原則要請なし(注4)	原則要請なし(注4)
	人数上限(注3)	10,000人(ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、収容定員まで追加可)	5,000人
	収容率(注3)	100%(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%

※遊園地など集客施設等については、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用する。

(注1)参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用(緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超)

(注2)安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

(注3)収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)

(注4)都道府県知事の判断により要請を行うことも可能

参考資料

基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(令和3年11月19日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)